

議案第 6 2 号

世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 2 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

「区立幼稚園集約化等計画」に基づく施設改修工事に伴う一時移転と、世田谷区立多聞幼稚園における預かり保育利用申込者の増加への対応として、利用定員を変更するため、世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園預かり保育規則（平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「34人から当該預かり保育提供認定こども園に係る世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号。第6条において「規則」という。）別表に定める2号認定の定員の人数を減じた人数」を「24人」に改め、同条第2号中「25人」を「別表に定める人数」に改める。

第6条第1項第1号中「規則」を「世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号。次号において「規則」という。）」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

校名	定員
世田谷区立三島幼稚園	計25人
世田谷区立中町幼稚園	
世田谷区立給田幼稚園	25人
世田谷区立松丘幼稚園	計25人
世田谷区立桜丘幼稚園	
世田谷区立砧幼稚園	25人
世田谷区立八幡山幼稚園	25人

附 則

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第4条第1号及び第6条第1項第1号の改正規定 公布の日
 - (2) 次項の規定 令和8年3月1日
 - (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和8年4月1日
- 2 この規則による改正後の別表に規定する定員に係る世田谷区立幼稚園預かり保育規則第2条に規定する提供園における同規則第1条に規定する預かり保育の利用の申込み、承諾その他の手続は、令和8年4月1日前においても行うことができる。

世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立幼稚園預かり保育規則 平成21年 7 月28日世教委規則第13号 改正 平成26年 5 月30日世教委規則第 9 号 平成27年 3 月27日世教委規則第17号 平成27年10月 1 日世教委規則第19号 平成28年 2 月26日世教委規則第 4 号 平成28年 4 月15日世教委規則第11号 平成29年 3 月17日世教委規則第 6 号 平成29年 4 月14日世教委規則第12号 平成29年10月25日世教委規則第15号 平成30年 2 月16日世教委規則第 2 号 平成31年 3 月 1 日世教委規則第 3 号 令和 5 年12月15日世教委規則第24号 <u>令和 7 年 月 日世教委規則第 号</u> 世田谷区立幼稚園預かり保育規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、世田谷区立幼稚園（世田谷区立学校設置条例（昭和39年 3 月世田谷区条例第21号）第 1 条の規定に基づき設置した幼稚園をいう。次条において「幼稚園」という。）における教育課程に係る教育時間の開始前若しくは終了後又は教育課程に係る教育活動を行う日以外の日であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第 1 項に規定する特定教育・保育のうち同法第 7 条第 3 項に規定する保育又は同法第28条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育を提供する日に幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う教育活動（以下「預かり保育」という。）に関し、必要な事項を定める	○世田谷区立幼稚園預かり保育規則 平成21年 7 月28日世教委規則第13号 改正 平成26年 5 月30日世教委規則第 9 号 平成27年 3 月27日世教委規則第17号 平成27年10月 1 日世教委規則第19号 平成28年 2 月26日世教委規則第 4 号 平成28年 4 月15日世教委規則第11号 平成29年 3 月17日世教委規則第 6 号 平成29年 4 月14日世教委規則第12号 平成29年10月25日世教委規則第15号 平成30年 2 月16日世教委規則第 2 号 平成31年 3 月 1 日世教委規則第 3 号 令和 5 年12月15日世教委規則第24号 世田谷区立幼稚園預かり保育規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、世田谷区立幼稚園（世田谷区立学校設置条例（昭和39年 3 月世田谷区条例第21号）第 1 条の規定に基づき設置した幼稚園をいう。次条において「幼稚園」という。）における教育課程に係る教育時間の開始前若しくは終了後又は教育課程に係る教育活動を行う日以外の日であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第 1 項に規定する特定教育・保育のうち同法第 7 条第 3 項に規定する保育又は同法第28条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育を提供する日に幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う教育活動（以下「預かり保育」という。）に関し、必要な事項を定める

改正後	改正前
ものとする。 (提供園) 第2条 預かり保育を提供する幼稚園（以下「提供園」という。）は、世田谷区立三島幼稚園、世田谷区立給田幼稚園、世田谷区立中町幼稚園、認定こども園世田谷区立多聞幼稚園、世田谷区立松丘幼稚園、世田谷区立砧幼稚園、世田谷区立八幡山幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園とする。 (対象) 第3条 預かり保育を利用することができる幼児は、提供園ごとに当該提供園に在園する幼児とする。ただし、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 (定員) 第4条 預かり保育の定員は、次の各号に掲げる提供園ごとに当該各号に定める人数とする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 (1) 預かり保育提供認定こども園（提供園のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものをいう。以下同じ。） <u>24人</u> (2) 預かり保育提供幼稚園（預かり保育提供認定こども園を除いた提供園をいう。以下同じ。） <u>別表に定める人数</u> (時間) 第5条 預かり保育を提供する時間は、次の各号に掲げる提供園ごとに当該各号に定めるとおりとする。	ものとする。 (提供園) 第2条 預かり保育を提供する幼稚園（以下「提供園」という。）は、世田谷区立三島幼稚園、世田谷区立給田幼稚園、世田谷区立中町幼稚園、認定こども園世田谷区立多聞幼稚園、世田谷区立松丘幼稚園、世田谷区立砧幼稚園、世田谷区立八幡山幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園とする。 (対象) 第3条 預かり保育を利用することができる幼児は、提供園ごとに当該提供園に在園する幼児とする。ただし、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 (定員) 第4条 預かり保育の定員は、次の各号に掲げる提供園ごとに当該各号に定める人数とする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 (1) 預かり保育提供認定こども園（提供園のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものをいう。以下同じ。） 34人から当該預かり保育提供認定こども園に係る世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号。第6条において「規則」という。）別表に定める2号認定の定員の人数を減じた人数 (2) 預かり保育提供幼稚園（預かり保育提供認定こども園を除いた提供園をいう。以下同じ。） 25人 (時間) 第5条 預かり保育を提供する時間は、次の各号に掲げる提供園ごとに当該各号に定めるとおりとする。

改正後	改正前
(1) 預かり保育提供認定こども園 世田谷区立認定こども園保育料条例(平成27年12月世田谷区条例第70号。第7条において「条例」という。)別表第2に定める利用時間 (2) 預かり保育提供幼稚園 教育課程に係る教育時間の終了後から午後4時30分まで (提供しない日) 第6条 預かり保育を提供しない日は、次の各号に掲げる提供園ごとに当該各号に定めるとおりとする。 (1) 預かり保育提供認定こども園 <u>世田谷区立幼稚園管理運営規則(昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号。次号において「規則」という。)</u> 第5条第3項各号に掲げる日 (2) 預かり保育提供幼稚園 規則第5条第1項第2号の休業日及び同条第4項の規定により休業する授業日 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、前項の預かり保育を提供しない日を変更し、又は臨時に預かり保育を提供しない日を定めることができる。 (利用単位) 第7条 預かり保育の利用は、預かり保育提供認定こども園においては条例別表第2に定める預かり保育の利用に係る区分を、預かり保育提供幼稚園においては日を単位とする。 (利用の申込み) 第8条 幼児に預かり保育を利用させようとする保護者は、委員会が別に定める日までに預かり保育提供認定こども園においては認定こども園預かり保育利用申込書(第1号様式)により、預かり保育提供幼稚園においては預かり保育利用申込書(第2号様式)により委員会に利用の申込みをしなければならない。 (利用の承諾) 第9条 委員会は、前条の申込みがあった場合において、利用の承諾	(1) 預かり保育提供認定こども園 世田谷区立認定こども園保育料条例(平成27年12月世田谷区条例第70号。第7条において「条例」という。)別表第2に定める利用時間 (2) 預かり保育提供幼稚園 教育課程に係る教育時間の終了後から午後4時30分まで (提供しない日) 第6条 預かり保育を提供しない日は、次の各号に掲げる提供園ごとに当該各号に定めるとおりとする。 (1) 預かり保育提供認定こども園 規則第5条第3項各号に掲げる日 (2) 預かり保育提供幼稚園 規則第5条第1項第2号の休業日及び同条第4項の規定により休業する授業日 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、前項の預かり保育を提供しない日を変更し、又は臨時に預かり保育を提供しない日を定めることができる。 (利用単位) 第7条 預かり保育の利用は、預かり保育提供認定こども園においては条例別表第2に定める預かり保育の利用に係る区分を、預かり保育提供幼稚園においては日を単位とする。 (利用の申込み) 第8条 幼児に預かり保育を利用させようとする保護者は、委員会が別に定める日までに預かり保育提供認定こども園においては認定こども園預かり保育利用申込書(第1号様式)により、預かり保育提供幼稚園においては預かり保育利用申込書(第2号様式)により委員会に利用の申込みをしなければならない。 (利用の承諾) 第9条 委員会は、前条の申込みがあった場合において、利用の承諾

改正後	改正前
をすることに決定したときは預かり保育提供認定こども園においては認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書（第3号様式）により、預かり保育提供幼稚園においては預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書（第4号様式）により、利用の承諾をしないことに決定したときは預かり保育利用不承諾通知書（第5号様式）により当該申込みをした保護者に通知するものとする。 （利用の辞退）	をすることに決定したときは預かり保育提供認定こども園においては認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書（第3号様式）により、預かり保育提供幼稚園においては預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書（第4号様式）により、利用の承諾をしないことに決定したときは預かり保育利用不承諾通知書（第5号様式）により当該申込みをした保護者に通知するものとする。 （利用の辞退）
第10条 保護者は、預かり保育の利用を辞退しようとするときは、速やかに預かり保育利用辞退届（第6号様式）によりその旨を委員会に届け出なければならない。 （利用の承諾の取消し）	第10条 保護者は、預かり保育の利用を辞退しようとするときは、速やかに預かり保育利用辞退届（第6号様式）によりその旨を委員会に届け出なければならない。 （利用の承諾の取消し）
第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消すことができる。 （1） 預かり保育を利用する幼児が第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。 （2） 正当な理由がなく預かり保育料を納めないとき。 （3） 正当な理由がなく第5条の預かり保育を提供する時間又は認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書により通知した利用時間を超えて利用したとき。 （4） 前3号に掲げるもののほか、委員会が利用を不相当と認めたとき。 2 委員会は、前条の規定による届出があったときは、速やかにその利用の承諾を取り消すものとする。 3 委員会は、第1項の規定により利用の承諾を取り消したときは預かり保育利用承諾取消通知書（第7号様式）により、前項の規定により利用の承諾を取り消したときは預かり保育利用辞退承諾通知書（第8号様式）により速やかにその旨を保護者に通知するも	第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消すことができる。 （1） 預かり保育を利用する幼児が第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。 （2） 正当な理由がなく預かり保育料を納めないとき。 （3） 正当な理由がなく第5条の預かり保育を提供する時間又は認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書により通知した利用時間を超えて利用したとき。 （4） 前3号に掲げるもののほか、委員会が利用を不相当と認めたとき。 2 委員会は、前条の規定による届出があったときは、速やかにその利用の承諾を取り消すものとする。 3 委員会は、第1項の規定により利用の承諾を取り消したときは預かり保育利用承諾取消通知書（第7号様式）により、前項の規定により利用の承諾を取り消したときは預かり保育利用辞退承諾通知書（第8号様式）により速やかにその旨を保護者に通知するも

改正後	改正前
のとする。 (委任) 第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成26年5月30日世教委規則第9号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年3月27日世教委規則第17号） 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（平成27年10月1日世教委規則第19号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成28年2月26日世教委規則第4号） 1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の第3号様式、第5号様式及び第7号様式の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第4号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 4 預かり保育を提供する幼稚園のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものにおいて幼児に預かり保	のとする。 (委任) 第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成26年5月30日世教委規則第9号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年3月27日世教委規則第17号） 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（平成27年10月1日世教委規則第19号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成28年2月26日世教委規則第4号） 1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の第3号様式、第5号様式及び第7号様式の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第4号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 4 預かり保育を提供する幼稚園のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものにおいて幼児に預かり保

改正後	改正前
育を利用させようとする保護者は、施行日前においても、この規則による改正後の第8条の規定の例により、利用の申込みをすることができる。 附 則（平成28年4月15日世教委規則第11号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成29年3月17日世教委規則第6号） この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成29年4月14日世教委規則第12号） - この規則は、平成29年6月1日から施行する。 - この規則による改正後の世田谷区立幼稚園預かり保育規則第1条に規定する預かり保育の提供に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。 附 則（平成29年10月25日世教委規則第15号） - この規則は、平成29年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 - この規則による改正後の第1条に規定する預かり保育の提供に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。 附 則（平成30年2月16日世教委規則第2号） - この規則は、平成30年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 - この規則による改正後の第1条に規定する預かり保育の提供に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。 附 則（平成31年3月1日世教委規則第3号） この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（令和5年12月15日世教委規則第24号） - この規則は、令和6年4月1日から施行する。	育を利用させようとする保護者は、施行日前においても、この規則による改正後の第8条の規定の例により、利用の申込みをすることができる。 附 則（平成28年4月15日世教委規則第11号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成29年3月17日世教委規則第6号） この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成29年4月14日世教委規則第12号） - この規則は、平成29年6月1日から施行する。 - この規則による改正後の世田谷区立幼稚園預かり保育規則第1条に規定する預かり保育の提供に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。 附 則（平成29年10月25日世教委規則第15号） - この規則は、平成29年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 - この規則による改正後の第1条に規定する預かり保育の提供に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。 附 則（平成30年2月16日世教委規則第2号） - この規則は、平成30年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 - この規則による改正後の第1条に規定する預かり保育の提供に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。 附 則（平成31年3月1日世教委規則第3号） この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（令和5年12月15日世教委規則第24号） - この規則は、令和6年4月1日から施行する。

改正後	改正前														
2 この規則による改正後の第1条に規定する預かり保育の提供に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。 <u>附 則（令和7年 月 日世教委規則第 号）</u> <u>1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u> <u>（1） 第4条第1号及び第6条第1項第1号の改正規定 公布の日</u> <u>（2） 次項の規定 令和8年3月1日</u> <u>（3） 前2号に掲げる規定以外の規定 令和8年4月1日</u> <u>2 この規則による改正後の別表に規定する定員に係る世田谷区立幼稚園預かり保育規則第2条に規定する提供園における同規則第1条に規定する預かり保育の利用の申込み、承諾その他の手続きは、令和8年4月1日前においても行うことができる。</u> <u>別表（第4条関係）</u> <table border="1" data-bbox="154 798 1097 1165"> <thead> <tr> <th>校名</th><th>定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立三島幼稚園</td><td rowspan="2">計25人</td></tr> <tr> <td>世田谷区立中町幼稚園</td></tr> <tr> <td>世田谷区立給田幼稚園</td><td>25人</td></tr> <tr> <td>世田谷区立松丘幼稚園</td><td rowspan="2">計25人</td></tr> <tr> <td>世田谷区立桜丘幼稚園</td></tr> <tr> <td>世田谷区立砧幼稚園</td><td>25人</td></tr> <tr> <td>世田谷区立八幡山幼稚園</td><td>25人</td></tr> </tbody> </table>	校名	定員	世田谷区立三島幼稚園	計25人	世田谷区立中町幼稚園	世田谷区立給田幼稚園	25人	世田谷区立松丘幼稚園	計25人	世田谷区立桜丘幼稚園	世田谷区立砧幼稚園	25人	世田谷区立八幡山幼稚園	25人	2 この規則による改正後の第1条に規定する預かり保育の提供に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。
校名	定員														
世田谷区立三島幼稚園	計25人														
世田谷区立中町幼稚園															
世田谷区立給田幼稚園	25人														
世田谷区立松丘幼稚園	計25人														
世田谷区立桜丘幼稚園															
世田谷区立砧幼稚園	25人														
世田谷区立八幡山幼稚園	25人														
第1号様式～第8号様式（省略）	第1号様式～第8号様式（省略）														